

I はじめに

報道の役割は、この社会で起きていることを広く知らせることである。その仕方には、事実を簡潔に描いたり、事象の核心に焦点を当て、批判的に伝えるなど、さまざまな手法がある。なかでも、重要な事実を他メディアに先駆けて報道するスクープや、隠蔽された事実を入念に取材し、その全体像を伝えようとする調査報道は、マスメディア報道における華といってよい。

報道、とりわけ膨大な視聴者に事実や事象を一瞬のうちに伝えるテレビ報道は大きな影響力を持っている。それだけに報道には正確さが求められる。それは報道される事象や関係者に対するフェアネスのためばかりでなく、報道の仕方によっては、この社会と世界の未来を左右することにもなるからである。一時の狂信に踊ったり、安直な正義感に酔った報道がその後の時代と世の中をゆがめてしまった事例は少なくない。

そのような轍を踏まないために、マスメディア、とくに影響力のある放送局が不断に気をつけておかなければならないことは少なくない。企画力、取材・調査力や判断力の高い記者や制作者の養成はもちろんだが、放送がチームワークで成り立っていることを考えれば、相互の意思疎通をスムーズにするための番組制作システムの構築も欠かせない。とりわけ告発情報に基づくスクープや調査報道は、慎重な裏付け取材が要求されるのであり、こうした蓄積と整備の上で、周到に準備され、満を持すようにして発信されるものであろう。

これらはどれも一社の、内部的課題としてあるだけでなく、世の中の動向を直接的に左右する報道という活動に対する社会からの要請でもある。放送界とそこで働く一人ひとりが真剣に考え、入念に取材し、ていねいに番組を制作してほしい、という期待が画面のこちら側の私たちと社会にはある。

*

日本テレビ放送網は2008年11月23日（日）夕、報道局制作の番組『真相報道 バンキシャ!』のなかで、「独占証言……裏金は今もある」と題し、岐阜県や山口県の職員が関与したとするケース等、4件の裏金や不正経理の問題を取り上げて放送した。

なかでも岐阜県のケースでは、匿名の建設会社役員がVTR出演し、県職員が準備した架空人名義の口座に裏金を振り込んだと証言するなど、県当局を具体的に告発する内容だった（以下、名称や呼称については、日本テレビ、『バンキシャ』、本件放送、裏金口座、情報提供者等という）。

ところが、放送からおよそ2ヵ月後の09年1月15日、情報提供者が同県中津川市に関わる公金詐欺事件で逮捕・起訴され、拘留中の09年2月27日には、日本テ

レビ関係者と面談し、先の告発証言が虚偽だったことを明らかにした。スクープは一転、全面的に虚報であったことが判明した。

日本テレビはその日のうちに岐阜県に謝罪し、以後、放送に至った経緯を調査するとともに、3月1日放送の同番組内において、放送法に基づく訂正放送（以下、本件訂正放送という）を行った。3月9日、情報提供者は、岐阜県に対する偽計業務妨害の容疑で再逮捕され、『バンキシャ』の制作スタッフも警察から任意の聴取を受けるなど、放送された番組が犯罪の手段とされる事態となった。

こうした動きを受け、3月16日、日本テレビ社長は「(放送に至る)すべての過程に誤りがあった」として辞任した。報道局長の役職罷免と番組の幹部スタッフ4人に対する出勤停止の処分も行われた。また、3月24日に緊急開催された同社の番組審議会では、本件放送に関し、報道局報道審査委員会とコンプライアンス推進室がまとめた内部調査の中間報告（以下、中間報告という。同日の記者会見で配付された資料と同趣旨のもの）が配布された。

中間報告は『バンキシャ』の制作体制、取材経緯等を詳しく述べた上で、「番組に関わった制作スタッフの多くが『取材の基本』を忘れ、情報提供者の話を鵜呑みにして、十分な裏付け取材をしないまま、結果的に事実と反する放送をした」として、「今後も独自の検証作業を継続して行うとともに、BPO放送倫理検証委員会の審理の結果も受けて、再発防止に向けた検証番組を作る」と結ばれている。

*

BPO放送倫理検証委員会は3月13日に開催した第23回委員会において、本件放送と本件訂正放送を収録したDVDを視聴するとともに、日本テレビがそれまでにまとめた調査結果などを手がかりに、一連の経緯を検討した。その結果、放送倫理検証委員会規則第5条「虚偽の疑いがある番組が放送されたことにより、視聴者に著しく誤解を与えた疑いがある」に該当すると判断し、審理入りすることを決定した。

委員会の席上、各委員からさまざまな意見が相次いだ。

- 本件放送は会計検査院が検査・公表した事例と、番組が独自に取材したケースとがごっちゃになり、あたかも全部がスクープのように構成されている。スクープや調査報道を安直に考える態度が、そもそも制作スタッフになかっただろうか。
- 岐阜県ケースの情報提供者には当初から制作スタッフを騙そうとする意図があったようだ。こういうことはそう頻繁にあるわけではないが、番組の制作過程にこうした虚偽情報呼び込んでしまうような隙があったのではないか。
- いったいどういう証言や証拠を集め、どんな裏付けを取って、放送する、という判断をしたのか。現場記者の取材の上手下手はあるにしても、幹部スタッフが最終判断するまでのプロセスに組織構造上の問題はありはしないか。
- 同じく独自スクープと謳った山口県ケースも、漠然とした告発証言だけに頼ってい

るように思われる。どこまで確実な証拠があって、放送したのか。

- 本件訂正放送は、自分たちは騙された被害者なのだと思明しているようにも受け取れる。犯罪の手段として使われ、県の業務を妨害する結果となってしまった番組の訂正や取消しとして、これで十分だろうか。

＊

委員会は、審理を開始するに当たり、委員会規則第7条に則って、特別調査チームを設置することにした（その構成と活動については、添付資料を参考のこと）。

委員会が特別調査チームを設置するのは、これが初めてである。本件放送の関係者が相当な人数にのぼること、情報提供者が証言したとされる裏金作りの手口や証拠物を検証するに当たっては、それらに関する専門的知識を要すること、岐阜県、山口県など相対する関係者に対するヒアリングも必要なこと等から設置を決めたものである。特別調査チームには複数の委員も加わり、広範な関係者のヒアリングや現地調査を実施した。

上で述べたように、日本テレビは本件放送が虚偽の情報に基づく虚偽の放送であったことが判明して以降、番組の取材・制作に関わったスタッフに対するかなり詳細な聴き取り調査を行っている。中間報告としてまとめられた調査内容は、後日、委員会にも提出された。このように迅速に調査が行われたことに、私たちは放送局の自律性の発動を見たいと考える。不祥事はないに越したことはないが、もし誤ったとき、みずからその原因を広く、深く探り、そこから教訓を引き出し、以後の放送活動に具体的に活かすことこそが、その放送局の経営と番組制作の力を修復するだけでなく、視聴者からの信頼を回復することにもつながると信じるからである。

委員会は、独自に関係者のヒアリング等の調査を行うだけでなく、局の行った調査の中間報告が存在していることをふまえて、委員会の調査結果と中間報告に記されている内容とを突き合わせ、相互の矛盾や見落としがないかも詳しく検討した。

委員会は特別調査チームの活動中にも審理をつづけ、逐次その報告を受けながら討論をかさねた。また、特別調査チームの最終報告を受けてから、さらに2回の委員会で慎重に審理した。